

汎用超音波画像診断装置一式購入仕様書

1. 契約件名

汎用超音波画像診断装置一式購入

2. 納入場所

千葉県山武市成東250番地
地方独立行政法人さんむ医療センター

3. 引渡期限

令和8年12月31日まで
※具体的な納入・据付け日は、契約締結後に受発注者の協議により決定する。

4. 調達仕様

汎用超音波画像診断装置
内訳は別添仕様のとおり。

5. 機種承認申請の手続き

別添仕様に示す参考機種以外の同等品（参考機種と同程度の仕様等）をもって入札に参加する場合は、以下の手続きにより、入札書の提出前に当院の承認を得ること。

(1) 申請期間

令和8年7月17日(金)から令和8年7月29日(水)16:00まで

(2) 申請書類（各様式は、当院 HP 上に掲載する当案件用の「入札関係書類一式.zip」から入手すること。）

①提案機種承認申請書

②提案機種仕様書

③申請する機器の仕様が確認できるカタログやスペックシート等

(3) 申請方法

持参、郵送又は電子メールにより事務部経理課用度契約係へ提出すること（期限必着）。

提出先メールアドレス：nyukei@sanmu-mc.jp

(4) 承認結果の回答

申請のあった機種を申請者に対して、「承認」又は「不承認」の別を、令和8年7月30日（木）17:00 までに、入札参加申請書の記載担当者宛に電子メールで通知する。

6. その他

(1) 製造が終了している機器でないこと。

(2) 引き渡し後1年間は無償保証期間とすること。

(3) 納入機器については、メーカー等によるアフターサービス、メンテナンス体制が整備されていること。また、使用説明要員及び技術支援要員が十分確保されていること。

- (4) 当該機器の構造、操作方法及びメンテナンスについて、担当職員に対して必要な取り扱い研修を行うこと。また、操作マニュアルを提供すること。
- (5) 納入にあたっての運搬、据付、調整、検査及び当院職員への取り扱い研修に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- (6) 発注者に機器を引き渡す前に、メーカー所定の機能を発揮していることを受注者側の検査により確認し、検査結果を書面で発注者に提出すること。検査結果に異常が認められた場合は、速やかに発注者に状況を報告のうえ、受注者の負担により原因究明及びメーカー所定の機能を発揮するための措置を行うこと。
- (7) 発注者は、受注者から機器の引き渡しを受ける際に履行の確認として完成検査を実施する。受注者はこれに協力するとともに、完成検査への立会いや必要書類の準備・提出について、当院職員の指示に従い対応するものとする。
- (8) メーカーから検査合格書等が発行される場合は、引き渡し前に提出すること。
- (9) 納入、据付け時には、受注者の負担と責任において関係各所と安全対策の実施内容を調整し、労働安全衛生法その他関係法令に則り、受注者の作業員や第三者の安全に十分に留意しながら作業を行うこと。
- (10) 納入、据付け時に建物等に損傷を与えないよう、受注者の負担により養生を施すこと。建物等へ傷・損傷を与えた場合は、速やかに発注者に状況を報告のうえ、受注者の負担において原状を回復するものとする。
- (11) 納入、据付け時に発生した梱包資材・残材等の回収・処分及び清掃等を行い、発注者の承認を得ること。
- (12) 納入、据付け時に用いる搬入車両や搬入経路、作業時間帯等について、事前に発注者との調整が必要であることを留意すること。
- (13) その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、受発注者協議のうえ決定する。